

2009年4月28日

お客様各位

エイチ・エス損害保険株式会社

海外旅行傷害保険における「新型インフルエンザ」の取扱について

メキシコおよび米国で発生しております「新型インフルエンザ」に関する海外旅行傷害保険の取扱につきまして、以下のとおりご案内いたします。

海外旅行傷害保険の取扱

「新型インフルエンザ」は海外旅行傷害保険において保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	取 扱
疾病死亡保険金	保険金お支払いの対象となります。
治療・救済費用保険金	保険金お支払いの対象となります。
疾病治療費用保険金	保険金お支払いの対象となります。
旅行変更費用保険金	「新型インフルエンザ」により被保険者、同行者またはご親族の方が死亡した場合、危篤になった場合または所定の期間の入院をした場合は保険金のお支払対象になります。 (注) 次に該当する場合、それにもとづく中途帰国については保険金のお支払い対象となります。 ①政府（外務省）より渡航先に対する退避勧告（「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」）が発出された場合 ②出入国規制が発せられた場合

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせにつきましては下記にて承ります。

エイチ・エス サポートセンター (24時間受付) 03-5213-9150